

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「法務2級」に合格することを目的として編集された公式テキストです。

銀行業務検定試験「法務2級」は論述式の試験ですので、解答にあたっては、いかにわかりやすく的確に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な法務知識を必要とすることはもちろんですが、過去の出題傾向に即した練習問題を何度も解き、実際に解答を書いてみる事が大切です。その際、出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめる、そうした点に配慮して本書は構成されています。

金融機関の行職員にとって法務知識は日々の業務を遂行するうえで必要不可欠なものです。とくに顧客とのトラブルが生じた場合には、迅速・的確な対応が求められます。その裏付けとして、十分な法務知識を日頃より身に付け研鑽することが肝要です。そして、その習得度合いをはかるためにも銀行業務検定試験にチャレンジしてください。

実際の過去の問題と解答例・解説についても、『法務2級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に最近10回分が収録されていますので、本書とあわせて有効に活用し、銀行業務検定試験「法務2級」に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2024年2月

経済法令研究会

目 次

- 1 本書の利用方法
- 2 記述式答案の書き方
- 3 答案の具体例（悪い例、良い例）
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題項目
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題範囲

預 金

1 預金の成立

- 1 振込金の誤入金と預金の成立2

2 預金の払戻しと銀行の免責

- 2 普通預金の払戻しと銀行の免責7
- 3 印鑑照合と銀行の注意義務12
- 4 盗難キャッシュカード・通帳による預金の払戻し16

3 相続預金の払戻し

- 5 相続預金の帰属22
- 6 相続預金の性質と払戻し手続26
- 7 共同相続人の1人による取引経過の開示請求32

4 預金に対する差押え

- 8 預金に対する差押えの競合35
- 9 預金に対する差押・転付命令と陳述の催告40
- 10 自動継続定期預金に対する差押え等45

5 公共料金の自動支払

- 11 預金者死亡後の公共料金の自動支払……………48

6 取引時確認

- 12 銀行取引と本人特定事項の確認……………51

手形・小切手

1 手形の支払

- 1 手形の支払呈示期間……………60
2 手形要件を欠く手形の効力……………65
3 自己取引手形の支払……………72
4 代表者の死亡と生前振出手形の効力……………76
5 手形の善意取得……………80

2 小切手の支払

- 6 先日付小切手の振出日前呈示……………84
7 線引小切手の現払い……………86
8 小切手の支払委託の取消し……………91
9 自己宛小切手（預手）の事故届……………94

3 裏書

- 10 裏書の連続……………98

4 手形抗弁

- 11 融通手形の抗弁……………102

5 偽造・変造

- 12 偽造手形と手形当事者の責任……………106

6 当座勘定取引契約

- 13 当座開設時の注意義務112
- 14 当座勘定取引契約の解約115

7 手形交換

- 15 他店券の見込払い120
- 16 小切手の依頼返却124
- 17 不渡異議申立預託金に対する差押え127
- 18 破産法の保全処分と振出手形の支払135

8 電子記録債権法

- 19 電子記録債権137

融 資

1 手形貸付・手形割引

- 1 根抵当権確定後の手形の書替え144
- 2 手形割引と手形当事者に対する権利150
- 3 偽造手形の割引155

2 債権質

- 4 債権質の効力要件158

3 保証・連帯保証

- 5 連帯保証人に対する請求と抗弁162
- 6 根保証の成立要件169
- 7 会社と取締役間の利益相反行為174
- 8 信用保証協会保証と免責178

4 相 殺

- 9 相殺通知の相手方183
- 10 担保預金に対する差押えと相殺の対抗力186
- 11 相殺と払戻充当192
- 12 不渡異議申立預託金に対する差押えと相殺196
- 13 連帯保証人の預金に対する差押えと相殺200

5 代理受領

- 14 代理受領の効力203

6 債務引受

- 15 相続債務の引受208

7 債権譲渡・動産譲渡担保

- 16 集合動産担保215
- 17 債権譲渡の対抗要件220

8 第三者弁済・代位弁済

- 18 第三者からの弁済の申出228
- 19 代位弁済と担保権231

9 連帯債務

- 20 連帯債務の効力235

10 時 効

- 21 時効の更新と完成猶予241

11 根抵当権

- 22 根抵当権の被担保債権の範囲252

23	共同根抵当権の設定	256
24	根抵当権の全部譲渡	259
25	根抵当債務者の死亡	263
26	根抵当債務者の合併	267
27	根抵当債務者の法人成り	272
28	根抵当権の元本の確定	276
12	借地上建物の担保取得	
29	根抵当権設定者の地代不払い	280
13	抵当権の実行	
30	担保不動産収益執行	287
31	抵当権消滅請求	290
32	抵当権設定後の賃貸借	292
14	法定地上権・一括競売	
33	抵当土地上の建物新築	295
34	抵当権設定後の事情と法定地上権の成否	299
15	物上代位	
35	物上代位に基づく差押えの効力	305
16	不動産競売における保全処分・妨害排除請求	
36	保全処分命令の要件	310
17	破産手続	
37	融資先の破産と相殺	316
38	融資先の破産と保証債権	321
39	融資先の破産と手形の留置	324

40 融資先の破産と抵当権実行329
41 支払不能後の担保取得と否認332

18 民事再生手続

42 民事再生と担保・保証336
43 民事再生手続と相殺341

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

1 本書の利用方法

本書の基本問題と応用問題は、預金、手形・小切手、融資に関するテーマについて金融機関の行職員として当然身に付けておくべき法務知識を念頭に作成されたものです。

本書には基本問題および応用問題を掲載していますが、実際に法務2級の検定試験を受けたつもりで所定の時間内に自分で解答を書いてみて、解答例と比較検討してみましょう。自分が採点者になったつもりで、訂正を加え、採点を試みる。それを繰り返すことによって、おのずと書き方の要領を体得できます。

ただし、解答例はあくまで例であり、本書は紙幅の都合から正解の選択肢の理由のみの記述に絞られているところもあります。要は、解答例のほか、以下に示す本書の解説に記載されている論点等をたどりながら、3つの選択肢のそれぞれの正誤について、法律的・実務的な裏付けを踏まえて解答を書き示すことが重要なのです。

「問題理解と解答作成ポイント」は基本問題についての解説ですが、熟読することによってテーマに対する問題点の所在と重要ポイントを把握でき、より理解を深めることができます。

「関連事項」には、学習効果を高めるため問題に関連した重要用語と重要判例を掲げています。

「follow up」には、一步踏み込んだ知識や補足事項をまとめています。

なお、2017年から2018年にかけて、立て続けに民法の大幅な改正が行われ、主に債権法（「民法第三編 債権」部分）を対象とした改正（総則その他債権法以外の改正も含む。以下、「2017年民法改正」、「2017年改正民法」という。）は2017年に成立し2020年から施行され、相続法（「民法第五編 相続」部分）を対象とした改正（関連する特別法を含む。以下、「2018年相続法改正」、「2018年改正相続法」という。）は2018年に成立し2019年から2020年に向け

て順次施行されています。検定試験は、その時点の法律に基づいて出題されるため、一連の改正後の法律が適用されることに注意してください。そのほか民法その他の法令における成年年齢の見直しについても、2018年に成立し2022年4月に施行されました（その後を含めて民法の改正はこれまで何回か行われていますが、特に注記をしないで「改正前民法」という場合は、2017年から2018年の一連の改正前の民法をいうこととします）。

なお、本文中に引用した判例では、2017年改正民法では使用されていない規律や用語（「債権の準占有者に対する弁済」、「時効の中断」など）が含まれていることに注意してください。

2 記述式答案の書き方

(1) 時間配分

法務2級の検定試験は、所定の時間内に一定数の問題について三肢択一をするほか、三肢の各々について正否の理由を記載しなければなりません。したがって、1問当りの時間配分を考慮に入れて各問題に取り組む必要があります。しかし、出題のすべてについて解答が書きやすいとはかぎらないため、まずひとつおりの全部の問題に目をとおり、書きやすい問題から順次手をつけるとよいでしょう。最初に難しい問題に取り組んで、いたずらに時間を費やすのは得策ではありません。

(2) ポイントの把握

まず、問題を精読して、どこに問題のポイントがあるのか、それを素早く把握することが第1となります。出題者は必ず一定の意図のもとに出題し、受験者がそれに答えることを期待しているからです。設問と関係のないことを長々と書いても採点の際には配慮されないでしょう。

解答の方法には、出題の趣旨に基づいてまず全般的な説明から始めて三肢について検討を加え、最後に結論を出す方法と、最初に結論を出してから三肢のそれぞれについて説明する方法があります。いずれの方法をとる

かは、問題の内容や解答の書きやすさによりますが、いずれにせよ結論が不明確であったりポイントからはずれたもので読み手にそれが伝わらなかったりすると得点に結びつかないでしょう。

(3) 表現力

出題の趣旨を正しく把握し、問題のポイントを自分なりに上手にまとめたつもりでも、記述内容が不明瞭で読み手にそれが伝わらなかったり、論理が飛躍していたりする文章では得点に結びつかないでしょう。

記述式試験では、表現力もきわめて重要な要素となります。せっかく理解していても表現力の巧拙によって得点に差がつくのです。

そのため、試験問題集や事例研究等によって、ふだんから表現力の向上に努めておく必要があります。

記述式解答を書く場合の一般的注意点は次のとおりです。

- ① 解答は、要領よく明瞭に書く。理解に苦しむような表現は避ける。
- ② 論理的に首尾一貫した文章であることを心がける。法律問題であるから、解答に矛盾があったり誤解を招くような表現は避ける。
- ③ 理由や根拠を明確に書く。根拠となる法令や判例がある場合は、可能なかぎり「民法〇〇条」とか「最高裁平成〇年〇月〇日判決」などと文中または文末に明記する。一方で、選択肢の表現をなぞったり、その結論を逆にして書いただけでは、法的根拠の記述とはなりえないことにも注意する。
- ④ 解答にあたっては、誤字、脱字、「て、に、を、は」の使い方などにも注意する。

3 答案の具体例（悪い例、良い例）

法務2級の検定試験問題のなかから1つの実例をとりあげて、答案構成の方法について具体的に学んでみることにしましょう。

次の事例を読んで、以下の質問に答えてください。

10月15日付でAがBに振り出した当座当座小切手について、10月18日にAから「支払呈示された場合には『詐取』の事由で不渡返還してほしい」との申出があった。なお、支払資金はある。

〔質問〕 Aの申出に対する銀行の処理として、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) 「詐取」の申出が真実であることを確認しないかぎり、Aの申出には応じることはできない。
- (2) 小切手の呈示期間が経過した後でなければ、Aの申出には応じることはできない。
- (3) とくに疑わしい事情がないかぎり、Aの申出に応じるべきである。

〔解答例—1〕（悪い例）

択一解答 (3)

当座勘定取引契約の法的性質は、取引先が振り出した手形・小切手の支払を銀行に委託する支払委託契約である。したがって、当座取引先Aが振り出した小切手についてAから不渡返還の申出があれば、銀行は受任者の善管注意義務として小切手を不渡返還しなければならない。次に、本件小切手は支払呈示期間内に呈示されたものであるが、委任者であるAから不渡返還の申出があった以上、Aの申出に従い不渡返還せざるをえない。

よって、(1)、(2)は誤りで、(3)が本問の正解である。

択一解答の(3)は正しいですが、記述部分について説明不足です。

・波線①——当座勘定取引契約の法的性質の説明不足

当座勘定取引は手形・小切手の支払委託契約であるとする説明は正しいですが、同時に支払資金を銀行に寄託する消費寄託契約でもあるという点が説明不足です。

・波線②——不渡返還事由の誤り

Aから申出があれば受任者の「善管注意義務」として不渡返還するという説明は用語の使い方が不正確です。善管注意義務は一般に注意義務の程度に関する用語であって、「委任事務の処理にあたっての受任者の義務」として、返還することになります。

・波線③——支払委託取消しの効力についての説明不足

小切手の支払呈示期間内における支払委託の取消しについて説明不足です。さらに、支払呈示期間経過後でなければ支払委託の取消しの効力がない理由と、呈示期間内であっても当座取引先から支払委託の取消しの申出があれば不渡返還する理由を明確に区別して述べる必要があります。

〔解答例—2〕(悪い例)

択一解答 (2)

当座勘定取引契約は、取引先が振り出した手形・小切手の支払を銀行に委託する支払委託契約と支払資金を銀行に寄託する消費寄託契約を内容とする混合契約であるとされている。したがって、AからA振出の小切手について不渡返還の申出があれば、支払委託が解消されたことになるので、不渡返還せざるをえない。しかし、小切手法は、^①支払呈示期間内における支払委託の取消しは、正当な小切手所持人に対して効力を有しないとしているので、呈示期間が経過した後でなけれ

ば、Aの申出に応じることはできない。よって、(2)が正解である。

・波線①——小切所持人に対する銀行の支払義務の有無についての誤り
呈示期間内における支払委託の取消しは、正当な所持人に対して効力を有しないとする説明が誤りです。説明の内容から択一の(2)を正解としたこととなりますが、実務は(3)のとおり行われています。

・(1)と(3)についての理由の欠如

(2)を正解とするのであれば、(1)と(3)が誤りである理由も述べてほしいところでは。

なお、当座勘定取引契約は、手形・小切手の支払委託契約と手形・小切手の支払資金を銀行に寄託する消費寄託契約を内容とする混合契約であるとする前段の説明は正しい。また、Aから不渡返還の申出があれば小切手を不渡返還せざるをえないとする説明も正しい。

〔解答例—3〕(良い例)

択一解答 (3)

当座勘定取引契約の法的性質は、取引先が振り出した手形・小切手の支払を銀行に委託する支払委託契約と、その支払資金を銀行に寄託する消費寄託契約との混合契約であるとされる。このため、当座勘定取引先からその振り出した小切手について不渡返還の申出があれば、委任契約の受任者としての銀行はその申出に従う義務を負うことになり、小切手の支払をすることができない。そして、この申出事由の真偽について、判例は、支払銀行は、支払拒絶の申出の事由の真偽を調査する義務はなく、その一方的申出に従って処理するのが業務上相当であるとしている(大阪地判昭和37・9・14)。したがって、(1)は誤りである。

なお、小切手法32条では、支払委託の取消しは呈示期間経過後にお

いてのみその効力を生じる旨を定めているが、銀行は取引先との委任契約により支払事務を担当するだけで、正当な所持人に対して小切手上の支払義務を直接負っていない。このため、たとえ呈示期間内でも取引先から決済しないで不渡返還するように申出があれば銀行は委任者である取引先の指図どおり取り扱わなければならない。したがって、(2)は誤りであり、(3)が正しく、これが本問の正解である。

◆銀行業務検定試験「法務２級」出題項目◆

	2023年10月156回
1	預金の相続
2	振込人の誤振込による預金の成立と組戻し
3	取引時確認と本人確認
4	預金に対する差押え・滞納処分の競合
5	手形の善意取得と除権決定
6	電子記録債権
7	成年後見人である顧客との融資取引
8	取引先の民事再生手続の開始と銀行の対応
9	連帯保証人に対する請求と抗弁
10	取引先の合併と債権の管理

	2023年 6 月155回
1	預金の相続
2	制限行為能力者の預金
3	休眠預金等活用法
4	裏書の連続の判断
5	自己宛小切手の事故届と支払責任
6	白地の不当充当と手形上の権利
7	債務の相続
8	時効の管理
9	仮差押え
10	抵当権実行と抵当権消滅請求

	2022年10月153回
1	取引時確認
2	預金の相続
3	誤振込による預金の成立と受取人の地位
4	手形の記載事項
5	線引小切手と線引の抹消
6	振出目白地手形の取扱い
7	債務の相続と担保
8	共同根抵当権の確定
9	第三者弁済
10	破産手続と相殺

	2022年 6 月152回
1	預金取引先の死亡と相続預金の取扱い
2	預金の差押え
3	盗難カードによる普通預金の不正払戻し
4	手形の偽造
5	線引小切手と線引の抹消
6	電子記録債権
7	高齢者との融資取引
8	信用保証協会の保証
9	個人貸金等根保証契約
10	抵当権にもとづく妨害排除請求

	2021年10月150回
1	取引先が反社である場合の当座勘定取引の解約
2	預金の相続
3	取引時確認と本人確認
4	裏書の連続の判断
5	受取人の記載のある持参人払式小切手の支払
6	小切手の依頼返却
7	時効の管理
8	貸金等根保証契約の内容と被保証債権の譲渡
9	貸付金の預金に対する差押えと相殺による回収
10	根抵当権と民事再生手続

◆銀行業務検定試験「法務2級」出題範囲◆

【預金】

- 1 通則
- 2 受入
- 3 管理
- 4 支払
- 5 時効
- 6 相続
- 7 差押え
- 8 譲渡・質入
- 9 当座勘定
- 10 各種預金 ほか

【手形・小切手】

- 1 通則
 - 2 振出・記載事項
 - 3 引受・裏書・保証
 - 4 呈示・支払
 - 5 線引小切手・自己宛小切手
 - 6 利益相反・時効
 - 7 偽造・変造・事故届・善意取得
- ほか

【融資】

- 1 共通事項
- 2 取引の相手方
- 3 各種の融資取引
- 4 担保・保証
- 5 管理・回収(任意・強制回収)
- 6 法的整理手続 ほか

【その他金融法務全般】

- 1 内国為替
- 2 付随業務
- 3 民商法一般
- 4 電子記録債権法 ほか

本書の利用にあたって

全国銀行協会制定の銀行取引約定書ひな型は、平成12年4月18日付で廃止され、各銀行の自己責任において銀行取引約定書を取り扱うことになりましたが、本書では従前の条項・内容にもとづいて解説しています。

預 金

1 預金の成立

1 振込金の誤入金と預金の成立

出題【23年10月・問2 / 22年10月・問3】

基本問題

甲銀行X支店は、取引先Aから乙銀行Y支店の取引先Bの普通預金口座に振込を依頼されたところ、乙銀行Y支店は同姓同名の取引先Cの普通預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した。

この場合の法律関係について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) Y支店がCの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した以上Cの預金となる。
- (2) 入金的前提となるCを受取人とする振込が法的に存在しなかったのであるから、Cの口座に入金記帳されてもCの預金とはならない。
- (3) 普通預金規定によれば、為替による振込金も受け入れる旨の特約がなされているので、誤入金であってもCの預金となる。

👉 本問のポイント

・被仕向銀行の誤入金と預金債権の成立

問題理解と解答作成ポイント

本問は、被仕向銀行が受取人の預金口座への振込金の入金処理に際して、誤って別人の預金口座に入金してしまった場合の預金債権の成否について理解を求めるのが出題のねらいである。

本問のポイントの第1は、Cの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知したからといってCの預金になるいわれはないという点である。Cの預金とすべき法的原因・根拠が存在しないからである。

第2に、普通預金規定には為替による振込金も預金として受け入れる旨を規定しているが、それはCが正当な受取人である場合のことであって、誤入金による振込金についてまで預金として受け入れる趣旨のものではない。事務的には、いったんCの口座に入金記帳しCに通知した以上、Cの同意を得ないと取消しできないのではないかとの危惧があるかもしれないが、そもそもCに対する振込そのものが存在しないのであるから、法的にCの預金となるわけがない。振込人の依頼どおり振込はなされたが原因関係が存在しない場合（平成8年の最高裁判例）と明確に区別する必要がある。

★関連事項

仕向銀行

送金・振込においては資金を送付する側の銀行、代金取立においては取立手形を依頼送付する銀行をいう。

被仕向銀行

送金・振込においては仕向銀行から資金の送付を受ける側の銀行、代金取立においては仕向銀行から取立の依頼を受けた側の銀行をいう。

《関連判例》

- 振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかる普通預金契約の成否（最判平成8・4・26金融・商事判例995号3頁）

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する」

4 1 預金の成立

- 誤振込と知りながら預金の払戻しを受けた受取人の刑事責任（最判平成15・3・12金融法務事情1697号49頁）

「誤振込があったことを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求し、錯誤に陥った銀行窓口係員から払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」

- 原因関係が存在しない振込みに係る預金の払戻請求と権利濫用（最判平成20・10・10金融・商事判例1308号60頁）

「振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込にかかる預金の払戻しを請求することは、詐欺罪等の犯行の一部を成す場合など、著しく正義に反するような特段の事情があるときは権利の濫用にあたる場合があるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用にあたるということとはできない」

【基本問題解答例】

択一解答 (2)

振込金による預金債権は、仕向銀行からの振込通知に基づき被仕向銀行が受取人の預金口座に入金することによって成立する。しかし、被仕向銀行の過誤により正当な受取人以外の者の口座に入金記帳されたときは、被仕向銀行が誤入金先に入金の旨を通知したとしても、その者に対する振込関係が存在しないから預金債権を取得することにはならない。したがって、(1)は誤りである。

次に、普通預金規定2条1項は、為替による振込金をその預金口座に受け入れる旨を規定しているが、これは取引先への振込が真正であることが前提とされ、誤入金についてまで預金債権の成立を認めるものではない。つまり、Cの預金債権とすべき法的原因は存在しない。したがって、(3)も誤りである。

前記のとおり、乙銀行Y支店とCとの間には振込自体が存在しなかった
 のであるから、Cの預金債権となるいわれはない。したがって、(2)が正解
 となる。

応用問題

甲銀行X支店の取引先Aは、乙銀行Y支店にある「B社」の普通預金口座宛てに振込依頼をしようとして、誤って取引先名簿の隣の欄に記載されていた乙銀行Y支店にある「C社」の社名等と普通預金口座を受取人欄に記載して振込手続を行い、振込金は「C社」の普通預金口座に入金記帳された。

この場合の法律関係について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) 振込依頼人Aの指示したとおりの口座に入金されている以上、AとC社との間の振込の原因となる法律関係の存否にかかわらずC社の預金が成立する。
- (2) Aの内心の効果意思と表示された内容が一致しないから、この振込みは錯誤により取り消され、C社の預金は成立しない。
- (3) 甲銀行X支店とC社との間に、振込金をC社の預金とすべき預金契約は存在しないから、C社について預金は成立しない。

☞ 基本問題との相違点

- ・振込における原因関係の存否と預金の成立

【応用問題解答例】

択一解答 (1)

振込依頼人AとC社との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否

6 1 預金の成立

かにかかわらず、C社と乙銀行Y支店との間に振込金相当額の普通預金契約が成立する、とするのが判例である（最判平成8・4・26金融・商事判例995号3頁）。したがって、(1)が正解である。

上記のように、振込による預金は原因関係の存否にかかわらず成立し、仮にAが錯誤により振込みを行ったとしてもAに重大な過失があるから、取り消すことはできない（民法95条3項）。したがって、(2)は誤りである。

振込契約における仕向銀行の義務は被仕向銀行に振込資金を送金し、合わせて受取人の普通預金口座に振込依頼人からの振込金として入金を依頼することであり、振込による預金契約は仕向銀行と受取人との契約に基づいて成立するわけではないから、(3)の説明も誤りである。

～ follow up ～

被仕向銀行が誤って別人の預金口座に入金処理した場合には、その別人に対して預金債権は成立しないが、一方、振込依頼人が受取人名を誤記したことにより他人口座に入金された場合には、前記最高裁平成8年判決により、他人口座に預金債権が成立する。

なお、誤振込であることを知って預金の払戻しを受けた預金者について詐欺罪の成立を認めた判例があるが、当該事案における判断であり、必ず刑事責任が成立するとは言えないことに注意する必要がある。

2 預金の払戻しと銀行の免責

2 普通預金の払戻しと銀行の免責

基本問題

甲銀行X支店の窓口にて、A名義の普通預金通帳と届出印を持参したAの妻Bが現れ、預金全額の払戻しを請求した。甲銀行の窓口担当者はBと面識があり格別不審な点もなかったので払戻しに応じたところ、翌日Aから「離婚協議中のBが自分に無断で払戻しを行った。」との連絡があった。

この場合の甲銀行の預金払戻しの法律上の効力について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) 甲銀行は預金者と払戻請求者とが異なることを知って払戻しに応じたので、払戻しは無効である。
- (2) 甲銀行が、BがAに無断で払戻しを請求した事実を知っていたかどうかにかかわらず、離婚協議中のBに支払った甲銀行には過失があるので、払戻しは無効である。
- (3) Bは預金通帳と届出印を持参しており、ほかに疑うべき不審な事情もなかったのであるから、払戻しは有効である。

👉 本問のポイント

- ・受領権者としての外観を有する者への弁済規定（民法478条）の代理人への適用
- ・弁済者の過失の有無
- ・夫名義預金の妻への払戻しについての免責約款の適用

問題理解と解答作成ポイント

本問は、預金の払戻しについて民法478条ないし免責約款の適用の可否をめぐる最も基本的な事例である。ポイントは、①受領権者としての外観を有する無権利者に対する弁済の効力、②預金規定の免責約款の適用の可否、③男性名義の預金を女性が払戻請求した場合の免責の可否である。

まず、民法478条は、受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する者（改正前民法でいう「債権の準占有者」）に対してした弁済は、弁済者が善意・無過失の場合に限り有効としており、これにより預金者らしい外観を有する者に対して、銀行が善意・無過失で預金者と信じて払戻しを行った場合は、実は無権利者であったとしても有効な払戻しであったとみなされる。その場合、判例は、受領権者らしい外観の者が預金者本人のみならず代理人であった場合にも適用されるとしているので、男性名義の預金を女性が払戻請求した場合にも同条が適用されることになる。

次に、免責約款は預金規定に設けられた特約で、払戻請求書の印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて払戻しに応じた場合には、払戻しの相手方が真の預金者でなかったとしても、銀行は責任を免れるとするものである。ただし、判例・通説は、免責約款は民法478条の規定を排除もしくはその要件を軽減するものではなく、民法478条適用の一場面としてとらえている。

なお、通帳や印鑑の紛失届や改印届が提出された場合、紛失や改印の手続きにおいて銀行に過失があると、新通帳や新届出印は確認資料として無価値であるから、新通帳・新届出印で確認しても無過失とは認定されない。

★関連事項

善意・無過失

善意・無過失とは、ある事実を知らず、かつ知らないことについて過失がなかったことをいう。善意だけでなく無過失も加わらないと保護されない場合がある。

受領権者らしい外観の者

たとえば、預金証書とその払戻しに必要な印鑑を所有する者、債権譲渡が無効である場合の譲受人、外観上相続人に見えるような者などである。このような者に対する弁済は、弁済者が善意・無過失である場合は有効とされる（民法478条）。

免責約款

将来、当事者の一方が責任を負うべき事項が発生した場合に、相手方が責任を問わない旨を特約した条項で免責条項ともいう。たとえば金融機関取引では、相当の注意をして支払った預金や手形について、証書・手形・印章などの偽造・変造・盗用などがあって取引先に損害が生じても、金融機関は責任を負わない旨の免責条項を定めておくことが多い。合理的であるものは有効だが、強行法規に反したり、不当に約款の作成者の利益を図ることを内容とするものは無効である。

《関連判例》

- 盗難預金通帳・印鑑による払戻しと銀行の過失の有無（最判昭和42・4・15金融・商事判例62号2頁。なお、下記記載は原審である東京高判昭和41・9・1の判決からの引用）。

「本件預金は女性名義であるのに右払戻しを請求したのは男性であったという点であるが、預金の払戻しのために来店するのは必ずしも預金者本人であるとは限らないのであるから、右の点について同支店係員が不審を懐かなかったとしてもこれをもって被控訴銀行に過失があるということでは

きない」

●債権の準占有者に対する弁済（最判昭和37・8・21民集16巻9号1809頁）

「①債権者の代理人と称して債権を行使する者も、民法478条のいわゆる債権の準占有者に当たる。②民法478条により債権の準占有者に対する弁済が有効とされるのは、弁済者が善意かつ無過失である場合に限られる」

●改印・通帳再発行後の預金払戻しと民法478条の準用（最判昭和41・11・18金融・商事判例38号2頁）

「通帳および印鑑の紛失届が銀行の誤認に基づいて受理された場合には、再発行の通帳および改印後の新印章は預金債権者の当否を確認する資料としては無価値であるから、それによる預金の支払は債権の準占有者に対する支払とはいえず銀行は過失の責を免れない」

【基本問題解答例】

択一解答 (3)

預金通帳（または預金証書）と届出印の持参者に対する払戻しは、その払戻しの際、銀行が善意・無過失であれば、民法478条の受領権者としての外観を有する者に対する払戻しとして有効となる。本問では、預金者と払戻請求者が異なっていることは明らかであるが、民法478条は本人の場合のみならず代理人の場合にも適用されるので、別人であるという理由のみで銀行に過失ありとはいえず(1)は誤りである。

次に、BがAに無断で払戻請求したことについてはそのような事実を銀行が知らず、また知っていなければならない事情もないから、その点につき銀行に過失はなく、払戻しは有効であるから(2)も誤りである。

上記のとおり、預金者と払戻請求者とが別人であっても、預金の払戻しの際に銀行が無権限であるとの事実を知らず、預金通帳と届出印を持参した者に対し印鑑照合のうえ相違ないと認めて払戻しをしたのであれば、他に不審な事由のない限り銀行は善意・無過失とされ、民法478条ないし免

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

銀行業務検定試験 公式テキスト 法務2級 2024年6月・10月受験用

2024年3月31日 第1刷発行

編者 経済法令研究会

発行者 志茂満仁

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Keizai-hourei Kenkyukai 2024

ISBN978-4-7668-4449-8

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。